釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区等指定案

○釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区

１　生息地等保護区の指定の区域

北海道釧路市字山花十一線及び十二線の各一部　計 31.5 ヘクタール

（区域図参照）

２　指定に係る生息地等保護区の名称

釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区

３　生息地保護区の区域の保護に関する指針の案

（１）キタサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

キタサンショウウオは、ロシア、カザフスタン、モンゴル、中国、北朝鮮及び日本に分布している。国内では、北海道の釧路湿原が主要な分布域であり、その他に上士幌町及び国後島に局所的に分布する。

本種の主要な生息地は、ヨシやスゲ類が優占する低層湿原である。繁殖期である４月上旬から５月上旬にかけて、湿原内の止水域で産卵する。非繁殖期は主に陸上で活動し、小型の無脊椎動物を採餌する。冬期は、ヤチボウズ（根本から隆起したカブスゲ）やミズゴケ類のブルテ（ミズゴケがドーム状に盛り上がった場所）、又は土中などで越冬すると考えられている。そのため、本種の保護に当たっては、繁殖場所又は幼生の生息環境となる水域と、その周辺のまとまった森林や湿原を一体的に維持することが重要である。

主要な生息地である釧路湿原を中心とした地域では、本種の生息・繁殖地の３分の１程度は国立公園等保護区の中にあり、生息地の保護が進められている。一方で、生息・繁殖地の３分の２程度が国立公園等保護区の外にあり、近年、道路や宅地、農地の開発や太陽光発電施設の建設等による繁殖地の消失が続いていることから、種の存続が危ぶまれているとの指摘がある。

当該区域は、釧路湿原国立公園外の生息地の中でも、本種の生息に適した湿原等が特に広範かつ良好な状態で維持されており、本種が多数生息していることが確認されている。このため、当該区域の環境を適切に維持することは、本種の保護を図る上で重要である。

以上から、本種の主要な生息地である当該区域を生息地保護区に指定し、保護する必要がある。

（２）生息条件の維持のための環境管理の指針

キタサンショウウオの生息条件を維持するため、当該区域における各種行為については、生息環境に著しい影響を及ぼさないよう配慮するものとす

る。

さらに、本種が生息する湿潤な環境は、ぜい弱で外的圧力の影響を受けやすく、水域及び森林を一体的に保護することが特に重要である。このため、当該区域の全部を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従い、生息環境を適切に管理するものとする。

○釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区管理地区

１　指定の区域

釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区の区域の全部　計 31.5 ヘクタール

（区域図参照）

２　指定に係る生息地等保護区の名称

釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区管理地区

３　管理地区の区域の保護に関する指針の案

（１）キタサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

管理地区は、キタサンショウウオの個体の生息にとって特に重要な区域であり、本種の生息のためには、水域及びその周辺のまとまった森林や湿原を維持することが必要である。

（２）生息条件の維持のための環境管理の指針

ア　工作物の設置等

本種の生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置、宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の採取等は行わないこと。

イ　水面の埋立て又は干拓

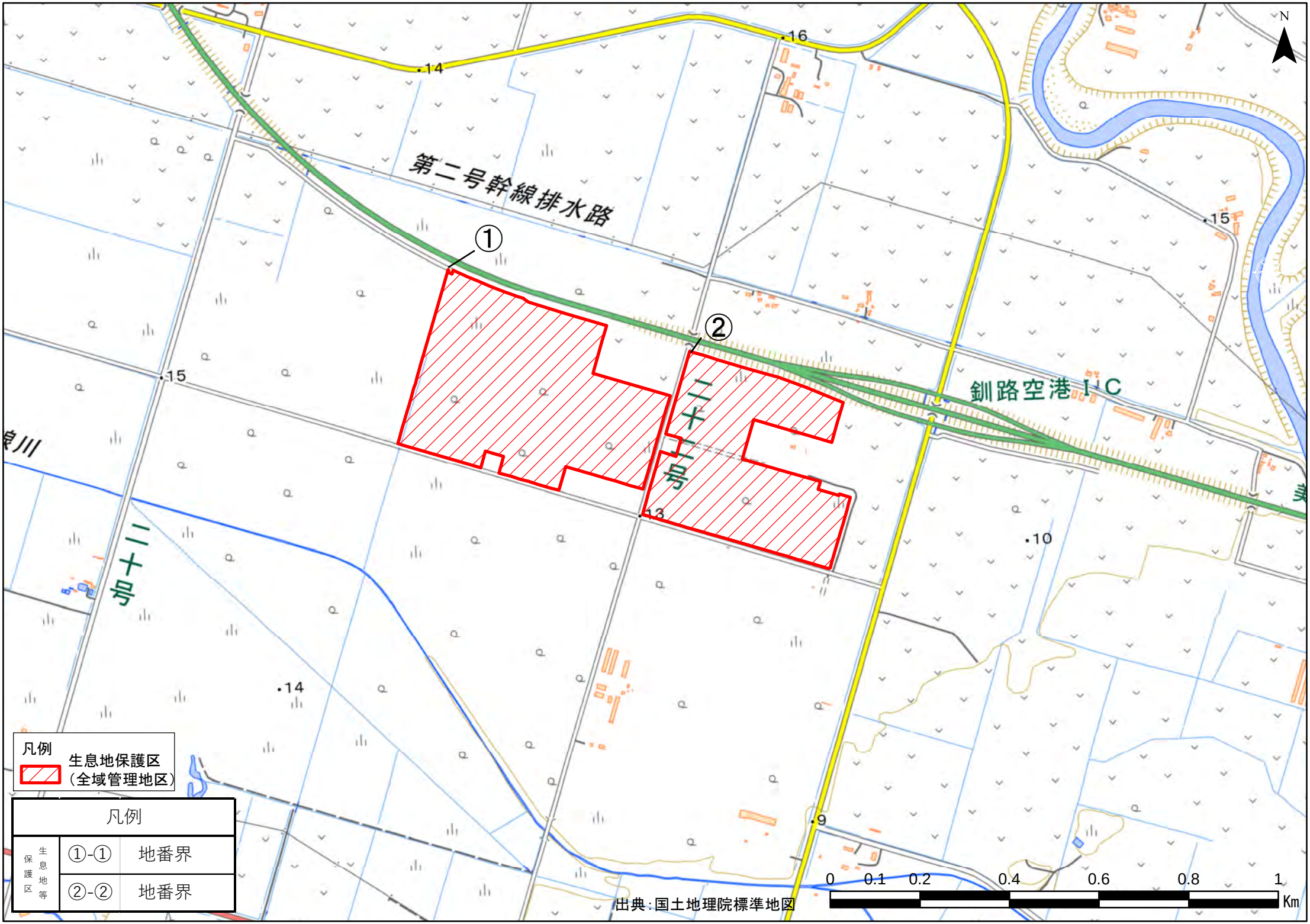
本種の生息条件の維持のため、水面の埋立ては行わないこと。

ウ　水位、水量の変更

本種の生息条件の維持を困難とするような、湖沼等の水位又は水量の変更を生じさせる行為は行わないこと。

エ　木竹の伐採

本種の生息に好適な条件である湿潤な林床を持つうっ閉した落葉広葉樹林、湿原環境等を保全するため、通常の管理行為以外の木竹の伐採は行わないこと。


N
第二号幹線排水路
①
②
釧路空港IC
二十二号
二十号
15
16
14
13
10
9
凡例
生息地保護区
（全域管理地区）
凡例
生息地等保護区
①-①
地番界
②-②
地番界
0
0.1
0.2
0.4
0.6
0.8
1
Km
出典：国土地理院標準地図